



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

♡「家族」を育む

子どもを育てたいと願う人へ

特別養子縁組制度

特別養子縁組制度とは、
さまざまな事情により
生みの親のもとでは暮らせない子どもを、
自分の子どもとして迎え入れる制度です。
法的な親子関係を結ぶため、
子どもが生涯にわたり安定した
家庭を得ることができます。



「やっと会えたね」で"始まる
家族のかたち

千田真司さん、瀬奈じゅんさんご夫妻



育てる愛も託す勇気も、
すごいこと!

ふくだももさんとお母さん



大切なのは、社会で育てていこう
というメッセージ

久保田智子さん



特別養子縁組制度についてもっと知りたい
▶「特別養子縁組」特別サイト

特別養子縁組制度に興味がある▶児童相談所専用ダイヤル

いちばやく おなやみを
0120-189-783

特別養子縁組制度

さまざまな事情により、生みの親の元を離れざるを得ない子どもたちがいます。「特別養子縁組制度」とは、親を必要とする子どもと、子どもを望む夫婦との間で、法的な親子関係を結ぶ制度です。

法改正でより身近に

これまで養子となる子の年齢は「原則6歳未満」でしたが、2019年の法改正で「原則15歳未満」に引き上げられました。また、成立するまでの手続きが見直され、養親を希望する人の負担が減りました。

普通養子縁組・里親制度との違い

	養子縁組制度		里親制度
	特別養子縁組	普通養子縁組	
戸籍の表記	長男(長女)	養子(養女)	—
子どもの年齢	原則として15歳未満	制限なし (ただし、育ての親より年下であること)	原則として18歳まで (必要な場合は20歳まで)
迎え入れる親の年齢	原則として25歳以上の夫婦 (ただし、一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上でも良い)	20歳以上	制限なし
縁組の成立	家庭裁判所が決定	育ての親と子どもの親権者の同意 (15歳以上は自分の意志で縁組ができる)	児童相談所からの委託
関係の解消(離縁)	原則として認められない	認められる	生みの親の元に戻るか自立する

養子縁組あっせん事業者の一覧はこちら →
ホームページへのリンクもあります



特別養子縁組の相談窓口

公的機関である「児童相談所」の他に、法律に定める許可を受けた民間のあっせん事業者があります。

[全国の養子縁組あっせん事業者一覧]

事業所所在地 自治体名	事業者名	電話
北海道	医療社団法人弘和会 森産科婦人科病院	0166-22-6125
茨城県	特定非営利活動法人 NPO Babyぼけっと	0120-585-931
埼玉県	医療法人きずな会 さめじまボンディングクリニック	048-526-1103
千葉県	特定非営利活動法人 ベビーブリッジ	047-405-2333
東京都	認定特定非営利活動法人 環の会	03-3951-7270
	一般社団法人 アクロスジャパン	080-3810-3838
	社会福祉法人 日本国際社会事業団	03-5840-5711
	特定非営利活動法人 フローレンス	※
	一般社団法人 ベアホープ	042-420-6625
滋賀県	医療法人青葉会 神野レディスクリニック	0120-038-414
奈良県	特定非営利活動法人 子育てすこやかサークル つむぎ	080-3099-9313
和歌山県	特定非営利活動法人 ストックサポート	0736-36-5500
山口県	医療法人社団 諍友会 田中病院	0834-32-2000
沖縄県	一般社団法人 おきなわ子ども未来ネットワーク	098-989-7301
札幌市	医療法人明日葉会 札幌マタニティ・ウィメンズホスピタル	011-746-5505
千葉市	社会福祉法人 生活クラブ 生活クラブ風の村ベビースマイル	043-306-2001
大阪市	公益社団法人 家庭養護促進協会 大阪事務所	06-6762-5239
神戸市	公益社団法人 家庭養護促進協会神戸事務所	078-341-5046
岡山市	一般社団法人 岡山県ベビー救済協会	086-250-2382
広島市	医療法人 河野産婦人科クリニック	082-242-1505
熊本市	医療法人聖粒会 慈恵病院	096-355-6131
	社会医療法人愛育会 福田病院 特別養子縁組部門	096-322-2995
奈良市	特定非営利活動法人 みぎわ	※

※QRコードの事業者一覧にリンクのあるホームページからお問い合わせすることもできます



特別養子縁組制度についてもっと知りたい ▶ 「特別養子縁組」特別サイト
<https://telling.asahi.com/telling/extra/tokubetsuyoshiengumi/index.html>

特別養子縁組制度に興味がある ▶
 児童相談所専用ダイヤル

0120-189-783

全国児童相談所一覧

養子縁組民間あっせん事業者一覧